ロ　特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）について、次の措置を講ずることとした。

(イ)　利子所得等の課税方式

一般公社債等の利子等については、一五パーセント源泉分離課税を維持する。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。（租税特別措置法第三条関係）

(ロ)　譲渡所得等の課税方式

一般公社債等の譲渡所得等については、非課税の対象から除外した上、次の措置を講ずる。（租税特別措置法第三七条の一〇及び第三七条の一五関係）

①　居住者等が、平成二八年一月一日以後に一般公社債等の譲渡をした場合における当該一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。

②　一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額（私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあっては、信託元本額までに限る。）については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。

ハ　割引債の課税方式等

割引債を含む公社債の譲渡所得等を課税対象とすることにあわせて、割引債の償還差益について、次の措置を講ずることとした。

(イ)　課税方式

平成二八年一月一日以後に行う割引債の償還及び譲渡による所得については、公社債の譲渡所得等として一五パーセントの税率による申告分離課税の対象とする。ただし、平成二七年一二月三一日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る一八パーセント源泉分離課税を維持し、譲渡による所得は非課税とする。（租税特別措置法第三七条の一〇、第三七条の一一、第三七条の一五、第四一条の一二及び附則第五六条関係）

(ロ)　源泉徴収

平成二八年一月一日以後に発行される割引債の償還金について、次のとおり源泉徴収を行う。（租税特別措置法第四一条の一二及び第四一条の一二の二関係）

①　平成二八年一月一日以後に発行される割引債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。）については、発行時の一八パーセント源泉徴収を適用しないこととする。これに伴い、特定短期公社債に係る発行時源泉徴収免除の特例は廃止する。

②　平成二八年一月一日以後に個人又は内国法人のうち普通法人等（普通法人並びに法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人等及び協同組合等（一般社団法人及び一般財団法人並びに同法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人を除く。）をいう。以下同じ。）以外の法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に対して、一五パーセントの税率による源泉徴収をし、その徴収の日の属する月の翌月一〇日までに納付しなければならないこととする。なお、国内において支払われる特定割引債（特定公社債に該当する割引債をいう。以下同じ。）の償還金で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものについては、当該支払の取扱者が源泉徴収を行うものとする。国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限る。）で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものも、同様とする。

(ハ)　割引債の範囲

その償還金が右記(ロ)②の源泉徴収の対象となる割引債は、次のものとする。（租税特別措置法第四一条の一二の二関係）

①　割引の方法により発行された公社債（預金保険法に規定する長期信用銀行債等を除く。）

②　分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であった公社債をいう。）

③　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であった公社債をいう。）

④　利子が支払われる公社債でその利子の利率が著しく低いもの

(ニ)　差益金額の意義

差益金額とは、次に掲げる割引債（特定口座において管理されているものを除く。）の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額をいう。（租税特別措置法第四一条の一二の二関係）

①　右記(ハ)①、②及び④に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以内のもの…当該割引債の償還金の額に〇・二パーセントを乗じて計算した金額

②　右記(ハ)①、②及び④に掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年超のもの並びに分離利子公社債…当該割引債の償還金の額に二五パーセントを乗じて計算した金額

③　割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける普通法人等以外の内国法人が当該割引債を管理している金融商品取引業者等で当該償還金等に係る国内における支払の取扱者であるものと締結した割引債の取得価額を管理する契約に基づき、当該割引債の取得価額が管理されているもの…実額の償還差益

ニ　株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税とした上で、(イ)特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と(ロ)一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとした。（租税特別措置法第三七条の一〇及び第三七条の一一関係）

ホ　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の拡充

(イ)　特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたこと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとした。（租税特別措置法第三七条の一一の二関係）

(ロ)　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすることとした。（租税特別措置法第三七条の一一の二関係）